

別表（事業内容及び実施条件）

事業名	事業実施主体	事業内容	実施条件
岐阜県収入保険加入促進事業	岐阜県農業共済組合	<p>岐阜県内に住所を有する農業経営体（法人にあっては、本店又は主たる事務所を県内に有する者）の収入保険への加入を促進するために必要な次の取組に対して補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象者に対する収入保険の保険料（掛捨て部分）の一部助成 	<p>1 補助対象者</p> <p>本事業の補助対象となる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者（法人にあっては、本店又は主たる事務所を県内に有する者）。</p> <p>(イ) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの日を保険期間の開始日として、岐阜県農業共済組合が取り扱う機関となる収入保険に新規加入した者。（農林水産省共通申請サービスによる手続きも含む）</p> <p>ただし、個人経営で加入済の経営体が、そのまま法人化した場合、法人としての加入は、新規とはならない。</p> <p>（個人の補助対象者にあつては、令和6年1月1日から同年12月31日までの保険期間が補助対象となる。法人の補助対象者においては、保険期間の開始日が令和5年4月1日から令和5年6月30日までの場合は、既加入保険の保険期間を補助対象とし、保険期間の開始日が令和5年7月1日から令和6年3月31日までの場合は、令和5年7月1日以降に開始する保険期間をそれぞれ補助対象とする。）</p> <p>ただし、既加入保険の保険期間を補助対象とする法人にあつては、令和6事業年度における継続加入意思を書面により確認できる者とする。</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>全国農業共済組合連合会が徴収する、収入保険の加入者が負担する保険料</p> <p>3 補助金額</p> <p>1 経営体あたり保険料の額×2/5以内。ただし、百円未満の端数は切り捨て、補助金の上限は1経営体当たり2万円とする。</p>

			<p>4 補助金の返還</p> <p>補助対象者は、次のいずれかに該当するときは、事業実施主体を経由して、岐阜県に補助金の一部または全額を返還しなければならない。なお、具体的な返還方法等については、事業実施主体の指示を受けるものとする。</p> <p>(1) 補助金交付後、基準収入の修正等により保険料が減少し、補助対象経費が減額となった場合</p> <p>(2) 申請内容に虚偽の申請があったとき。</p> <p>(3) 補助対象者が保険期間終了以前に収入保険を解約したときまたは解除されたとき。ただし、個人にあつては経営主の死亡、法人にあつては廃業など、やむを得ない事由による解約の場合を除く。また、個人経営で加入済の経営体が、法人として加入するために、個人経営の収入保険を解約する場合は返還に該当しない。</p> <p>(4) その他、この要領の規定に違反すると知事が認めたとき。</p>
--	--	--	---